

安全保障理事会決議 2202 (2015)

2015年2月17日、安全保障理事会第7384回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章に記されている目的および原則を想起しそしてウクライナの主権、独立並びに領土保全に対する安保理の十分な尊重を再確認し、

ウクライナの東部地域における悲劇的な出来事および暴力に安保理の深刻な懸念を表明し、

安保理決議 2166 (2014) を再確認し、

ウクライナの東部地域における状況の解決は、現在の危機に対する平和的解決を通してのみ達成できることを強く確信し、

1. 2015年2月12日にミンスクで採択されまた署名された、「ミンスク合意の実施のための措置のパッケージ」(添付文書 I) を是認する。

2. ロシア連邦大統領、ウクライナ大統領、フランス共和国大統領およびドイツ連邦共和国首相による、ミンスクで2015年2月12日に採択された、「ミンスク合意の実施のための措置のパッケージ」を支援する宣言(添付文書 II) およびミンスク合意の実施に対するそこに含まれた彼らの継続した公約を歓迎する。

3. 全ての当事者に対し、その中に規定されたように包括的な停戦を含む、「措置のパッケージ」を完全に実施することを求める。

4. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

添付文書 I

ミンスク合意の実施のための措置のパッケージ

ミンスク、2015年2月12日

1. ウクライナのドネツィクおよびルハーンシク地域の特定の地区における直ぐのまた包括的な停戦並びに 2015年2月15日現地時間 12a.m.現在でのその厳格な実施。

2. 口径 100 以上の大砲システムのために互いから少なくとも 50km の幅の安全地帯を、MLRS のために 70km の幅のそして MLRS 「タルナード S」、ウラガン、スメーチおよび戦術ミサイル・システム（トーチカ、トーチカ U）のために 140km の幅の安全地帯を造るため、平等な距離で両側によるあらゆる重火器の撤退。

－ウクライナ軍にとっては：事実上の接触線から

－ウクライナのドネツィクおよびルハーンシク地域の特定の地区からの武装編成にとっては：2014年9月14日のミンスク覚書に従って接触線から

上記に特定された重火器の撤退は、遅くとも停戦の二日目に始まり 14 日以内に完了するものとする。

過程は、OSCE により促進されまた三者接触グループにより支援されるものとする。

3. 衛星、ドローン、レーダ装備等を含む、必要なあらゆる技術装備を用いつつ、撤退の一日目から OSCE による停戦体制および重火器の撤退の効果的な監視と検証を確保する。

4. ウクライナの法令および「ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区における暫定的な地方自治体制に関する」並びにこの法に基づくこれらの地区の将来の体制に関するウクライナの法に従った地方選挙の態様について、撤退の一日目に、対話を始める。

本文書の署名の日から遅くとも 30 日までに、2014年9月19日のミンスク覚書の線に基づいた、「ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区における暫定的な地方自治体制に関する」ウクライナ法のもとで、特別な体制を享受する地区を特定しているウクライナ議会の決議を迅速に採択する。

5. ウクライナのドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区において起こった出来事に関連して人の起訴と処罰を禁止する法を制定することにより恩赦や特赦を確保する。

6. “all for all”原則に基づき、全ての人質および不法に拘束された人の解放と交換を確保する。この過程は、遅くとも撤退後5日で完了するものとする。

7. 国際的な制度に基づいた、困っている者に対する人道援助の安全なアクセス、引渡、貯蔵および配布を確保する。

8. 年金支払いや他の支払い（収入および歳入、全ての公共事業の時宜を得た支払、ウクライナの法的枠組内での元に戻っている税）のような社会的移転を含む、社会経済的結び付きの完全な再開の態様の定義。

この目的のためにウクライナは、紛争に影響を受けた地区における銀行制度の部分の支配を元に戻すものとし、そしてできる限りこのような移転を促進する国際的な制度が確立されるものとする。

9. 第11項に規定された、地方選挙の後一日目に始まり2015年末までに完了することになっている包括的な政治的解決（ウクライナの法および憲法改革を基礎としたドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の地方選挙）が、三者接触グループの枠組内でドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の代表者と協議してそしてその合意で実施された後で終わる、紛争地区全体のウクライナ政府による国境の完全な支配の回復。

10. 全ての外国の武装編成、軍用装備並びに傭兵の、OSCEの監視の下でのウクライナ領土からの撤退。全ての違法集団の武装解除

11. 主要な要素（ドネツィクおよびルハーンシクの代表と合意して、これらの地域における特定地区の特殊性に対する関連を含む）としての地方分権を規定している2015年末までに効力を発する新しい憲法でのウクライナにおける憲法改革を実施すること、並びに2015年末までに脚注で定められたような措置に一致してドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の特別な地位に関する恒久法令を採択すること [注]。

12. 「ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の暫定的な地方自治体制に関する」ウクライナの法に基づき、地方選挙に関する問題は、三者接触グループの枠組内で、ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の代表者で議論され、合意される。選挙は、関連するOSCE標準に従って行われ、OSCE/ODIHRによって監視される。

13. ミンスク合意の関連する側面の実施に関する作業部会の設立を含む、三者接触グループの作業を強化する。彼らは、三者接触グループの構成を反映する。

〔注〕

ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の地方自治のための特別体制に関する法に従って、当該措置は以下とする。

- －ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区で起こった出来事に関与した人に対し、処罰、起訴および差別の免除。
- －言語を自ら決める権利。
- －ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区における、検察庁や裁判所の長の任命における地方自治機関の参加。
- －ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の経済的、社会的および文化的発展に関する地方自治機関との合意を始める中央政府当局の可能性。
- －国家がドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区の社会的および経済的発展を支援する。
- －ドネツィクおよびルハーンシク地域における、ロシア連邦の地区との国境を越えての協力の中央政府当局による支援。
- －ドネツィクおよびルハーンシク地域の特定地区における公の秩序の維持のための地方議会による人民警察部隊の創設。
- －本法によりウクライナのヴェルホーヴナ・ラーダにより任命された、早期の選挙で選出された地方議会の議員および職員の権力は、早期に終えられてはいけない。

三者接触グループの参加者

ハイジ・タリアビーニ大使

ウクライナ第二代大統領、L. D. クチマ

ウクライナ駐在ロシア連邦大使、M. Yu. ズラボフ

A. W. ザハルチェンコ

I. W. プロトニツキー

添付文書Ⅱ

ミンスクで 2015 年 2 月 12 日に採択された、「ミンスク合意の実施のための措置のパッケージ」を支援する、ロシア連邦大統領、ウクライナ大統領、フランス共和国大統領およびドイツ連邦共和国首相の宣言

ロシア連邦大統領、ウラジミール・プーチン、ウクライナ大統領、ペトロ・ポロシェンコ、フランス共和国大統領、フランソワ・オランド、およびドイツ連邦共和国首相、アンゲラ・メルケル博士は、ウクライナの主権および領土保全に対する彼らの十分な尊重を再確認する。彼らは、平和的解決に代わるものはまったくないことを固く信じている。彼らは、この目的のために、全ての可能な個々のまた合同の措置を果たすことを十分に約束した。

この背景に対して、指導者達は、2014 年 9 月 5 日のミンスク議定書と 2014 年 9 月 19 日のミンスク覚書にもまた署名した全ての署名者により 2015 年 2 月 12 日に採択されまた署名されたミンスク合意の実施のための措置のパッケージを是認する。指導者達は、この過程に貢献しそして同措置のパッケージの実施を促進するため関連する当事者にその影響力を行使する。

ドイツおよびフランスは、紛争に影響を受けた地区における銀行制度の部分の回復の為に、できる限り社会的な移転を促進するための国際的な制度の設立を通して、技術的専門知識を提供する。

指導者達は、EU、ウクライナおよびロシアの間の改善された協力が、危機解決に資するという確信を共有する。この目的のために、彼らは、ガス冬季パッケージに対する事後段階を達成するためにエネルギー問題に関する EU、ウクライナおよびロシアの間の三者会談の継続を是認する。

彼らは、ウクライナと EU との間の高度かつ包括的な自由貿易協定の実施に関してロシアにより提起された懸念に対する現実的な解決を達成するため、EU、ウクライナおよびロシアの間の三者会談をまた支持する。

指導者達は、国際法および OSCE 原則に対する十分な尊重に基づく大西洋から太平洋に至る合同の人道的および経済的場の構想に対して引き続き誓約している。

指導者達は、ミンスク合意の実施に対して引き続き誓約する。この目的のために、彼らは、原則として外務大臣から高官のレベルで、定期的な間隔で開会するノルマンディー・フォーマットにおいて監視手続を設立することに合意している。